

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本赤十字労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 4 日以降

2 場所

別表のとおり

3 要求事項

夏季一時金等

平成 27 年 6 月 2 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

茨 城 県 水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター

群 馬 県 前橋赤十字病院

埼 玉 県 小川赤十字病院

神 奈 川 県 横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県赤十字血液センター横浜事業所

新 潟 県 長岡赤十字病院

長 野 県 長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター

松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所

岐 阜 県 岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液
センター

静 岡 県 静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県
赤十字血液センター浜松事業所

三 重 県 伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター

京 都 府 京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院

大 阪 府 大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロ
ック血液センター、大阪府赤十字血液センター北大阪事
業所及び大阪府赤十字血液センター南大阪事業所

兵 庫 県 神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び
兵庫県災害医療センター

徳 島 県 徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センタ
ー、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター

愛 媛 県 松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター

福 岡 県 福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県
赤十字血液センター北九州事業所

長 崎 県 長崎県赤十字血液センター

熊 本 県 熊本県赤十字血液センター

宮 崎 県 宮崎県赤十字血液センター

沖 縄 県 沖縄県赤十字血液センター